

## 前橋工科大学附属図書館図書委員会規程

### (趣旨)

第1条 この訓令は、前橋工科大学附属図書館規程（平成9年前橋工科大学訓令甲第30号）第5条第2項の規定により、前橋工科大学附属図書館図書委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第2条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 附属図書館長
- (2) 学科及び共通教育協議会ごとに選出する教員各1人

2 前項の委員は、学長が任命する。

### (委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、附属図書館長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

### (委員の任期)

第4条 第2条第1項第2号に規定する委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (審議事項)

第6条 委員会は、附属図書館に関する次の事項について審議する。

- (1) 附属図書館の運営に関する事項
- (2) 附属図書館の運営に関する諸規程の制定及び改廃に関する事項
- (3) 購入図書の選定及び調整に関する事項
- (4) その他図書館の運営に関し重要な事項

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、附属図書館事務室において処理する。

### 附 則

この訓令は、公表の日から施行する。